暫　定　版　※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

議　会　運　営　委　員　会　記　録

<table>
<tr><td>日</td><td colspan="4">令和８年９月16日（水）　（第３回定例会）</td></tr>
<tr><td>時</td><td colspan="4">午後２時41分　開議　（　休憩　な　し　）　午後３時７分　散会</td></tr>
<tr><td>場　所</td><td colspan="4">第１委員会室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席委員</td><td>前　田　健一郎</td><td>段　木　和　彦</td><td>茂　呂　一　弘</td><td>岳　田　雄　亮</td></tr>
<tr><td>伊　藤　隆　広</td><td>渡　辺　　忍</td><td>安　喰　初　美</td><td>椛　澤　洋　平</td></tr>
<tr><td>亀　井　琢　磨</td><td>森　山　和　博</td><td>小松﨑　文　嘉</td><td></td></tr>
<tr><td>正副議長</td><td colspan="4">松　坂　吉　則（議長）　川　合　隆　史（副議長）</td></tr>
<tr><td>担当書記</td><td colspan="4">岡　田　昌　樹　　市　場　涼　介</td></tr>
<tr><td>説明員</td><td colspan="4">
<table>
<tr><td colspan="2">副市長　那須　一恵</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">総務局</td></tr>
<tr><td>総務局長</td><td>中尾　嘉之</td><td>総務課長</td><td>濱木　功</td></tr>
<tr><td colspan="4">議会事務局</td></tr>
<tr><td>議会事務局長</td><td>香取　徹哉</td><td>議会事務局次長</td><td>小名木　啓一</td></tr>
<tr><td>総務課長</td><td>阿部　哲也</td><td>議事課長</td><td>安西　雅樹</td></tr>
<tr><td>調査課長</td><td>松木　ゆうき</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>協議案件</td><td colspan="4">１　追加議案について
２　意見書案について
３　議事の流れについて</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">議長発言</td></tr>
<tr><td colspan="5">委　員　長　　前　田　健一郎</td></tr>
</table>

午後２時41分開議

○委員長（前田健一郎君）　ただいまから議会運営委員会を開きます。

追加議案について

○委員長（前田健一郎君）　それでは、協議を行います。

初めに、追加議案について事務局より説明いたさせます。事務局次長。

○議会事務局次長　それでは、追加議案の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

資料の１、追加議案一覧表を御覧願います。

今回追加されます議案は、補正予算５件、人事案件６件の計11件でございます。

議案第141号から議案第145号までの５議案は、千葉豪雨の災害復旧に係る補正予算でございます。

議案第146号は千葉市教育委員会委員の任命について、議案第147号は千葉市人事委員会委員の選任について、議案第148号から第151号までの４議案は人権擁護委員の推薦についてでございます。

追加議案の取扱いにつきましては、上程いたしまして提案理由説明の後、本会議を一旦休憩いたしまして、全員協議会での議案研究をお願いいたします。

本会議再開後は、委員会付託を省略し、採決をお願いいたしたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君）　御質疑等があればお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（前田健一郎君）　御発言がなければ、以上のとおり決定いたします。

意見書案について

○委員長（前田健一郎君）　次に、意見書案について御協議願います。

資料２、意見書案一覧表の順に検討結果を御報告願います。

まず１番、女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を求める意見書案について。自民党さんからお願いいたします。岳田委員。

○委員（岳田雄亮君）　本意見書案は、女性天皇と女系天皇を一括して論じており、その点は慎重に見る必要があります。両者は制度上の意味が異なり、同じ問題として扱うことはできません。女性天皇については賛成が多数であるものの、女系天皇まで含めると国民の意見は分かれています。

また、本意見書案が根拠としている読売新聞の賛成85％という数字も、質問しているのは女性天皇を認めることについてであり、女系天皇まで含めて85％が賛成したという数字ではありません。この85％という数字をそのまま女性・女系天皇に賛成する世論が多数とするのは、世論調査の内容を広げて解釈していると言わざるを得ません。皇位継承制度は、長い歴史や皇統の在り方にも関わる重要な問題です。だからこそ、女性天皇と女系天皇を明確に区別し、それぞれについて国民の理解と議論を求めた上で判断すべきです。

以上のことから、女性天皇への高い賛成率のみを根拠として女性・女系天皇を認めることが国民の総意であると結論づけることには慎重であるべきであり、本意見書案には反対します。

○委員長（前田健一郎君）　立憲民主・無所属さん、渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　日本国憲法第１条において、天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基づくと定められています。読売新聞のみならず、共同通信社による調査でも８割を超える国民が女性天皇の容認を支持しており、まさにこの国民の総意を示していると考えます。

性別のみを理由に継承資格を排斥し続けることは、憲法が保障する法の下の平等やジェンダー平等の潮流にも反し、将来にわたる皇位の安定的な継承という根本的課題の先送りとなっています。

国民の多数の意見に真摯に耳を傾け、憲法の精神にのっとった継続可能な制度への再改正を行うことを国へ強く求めるため、本意見書案に賛成いたします。

○委員長（前田健一郎君）　公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　今回の皇室典範改正の主目的は、皇族数の確保でありまして、皇位継承資格に関する議論は見送りとなっています。政府において皇位継承資格は今後議論される課題と位置づけられているこのタイミングにおいて、本意見書案を提出することは適当でないと考えますので、本意見書案には賛成いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君）　２番、避難所となる学校体育館へのエアコン整備促進のための財政支援を求める意見書案について。立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君）　国には頑張っていただきたいところですけれども、学校体育館へのエアコン整備ということで、ここにも書いてありますけれども、国のほうで補助金もありまして、財政措置もされておる中で、現在本市でも令和11年度の整備完了を目指して頑張っているところでありますので、現状は進んでおりますので、本意見書案には賛同いたしかねるという結論になりました。

○委員長（前田健一郎君）　公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　学校体育館へのエアコン設置時期の前倒しにつきましては、我が会派も本市に要望しておりまして、先ほどの代表質疑の御答弁でありましたように、本市でも令和11年度までの完了を目指すと前倒しされ、さらなる前倒しを検討している、そういう状況でございます。

もっと申しますと、本年８月27日付の熊本地震非常災害対策本部会議において高市首相が関係閣僚に対し、令和17年度中に100％とされていた目標を令和13年度へ前倒しするよう指示しております。まずは国の動向も含めて注視することが必要と考えますので、本意見書案には賛成いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君）　自民党さん、岳田委員。

○委員（岳田雄亮君）　学校体育館へのエアコン整備の重要性には異論はなく、本市も令和11年度までの全校整備に向け、計画的に取り組んでいます。

現在の制度でも整備費の２分の１は国庫補助となり、地方債への交付税措置を含めれば、実質的な地方負担は25％まで軽減されています。既に手厚い支援が講じられている中、補助率のさらなる引上げや電気料金、保守点検などの維持管理費まで一律に国に求めることには慎重であるべきです。

また、整備の前倒しには、財源だけではなく事業者の確保や受変電設備の改修、学校運営との調整も必要です。加えて、設置率が低かったことをもって人災と断定する表現も適切ではありません。

既存制度を活用し、本市の整備計画を着実に進めるべきであることから、本意見書案には賛同できません。

○委員長（前田健一郎君）　続いて３番、備蓄米の買戻し及び米価安定に向けた対策を求める意見書案について。公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　農林水産省、国が既に備蓄米の買戻しを発表しております。推移を注視することが必要と考えますので、本意見書案には賛成いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君）　自民党さん、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君）　備蓄米の買戻しにつきましては実施するとなっていることと、また、米農家への支援につきましては、国の交付金により支援を行っておりますので、こうした取組を注視するべきと考えるところから、本意見書案には賛同いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君）　立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君）　備蓄米の買戻しが既に決まっているところでありまして、買戻しの量を云々という話はありますけれども、買戻しを行うということになっておりますので、会派の中では賛同いたしかねるという結論になりました。

以上です。

○委員長（前田健一郎君）　４番、核兵器禁止条約の再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案について。自民党さん、小松﨑委員。

○委員（小松﨑文嘉君）　まず、高市総理はＮＰＴ、核兵器不拡散条約の下で自主的な取組をやっていくということを言っているんですが、我が会派といたしましては、再検討会議の意義が全くないというわけではないんですが、オブザーバー参加がどれだけの役割と実行を果たせるのかというところに疑問がございまして、本意見書案には賛成いたしかねるというところでございます。

○委員長（前田健一郎君）　立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君）　我が会派はずっと、核廃絶は日本人として当然の願いでございますので、賛成いたします。

○委員長（前田健一郎君）　公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　本文の中に今の広島市長による平和宣言の引用はありますが、オブザーバー参加の具体的な目的が本意見書案からは読み取れません。

なお、我が会派は別の立場で意見書を提出しておりますので、本意見書案には賛同いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君）　６番、働く者の声を尊重した労働法制の実現と公労使三者構成原則の堅持を求める意見書案について。公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　内容を確認しまして、特段反対する内容はないと思われますので、賛成したいと思います。

○委員長（前田健一郎君）　共産党さん。椛澤委員。

○委員（椛澤洋平君）　裁量労働制の対象拡大だとかというのは非常に、より働かされる懸念

があるということで、この辺の懸念には同意するものでありますし、インターバル制度の義務化だとか、これもやはり労働者を守ってくれる重要な施策だと考えていますから、我々としては賛意を示したいと思います。

○委員長（前田健一郎君）　自民党さん。

○委員（岳田雄亮君）　長時間労働の是正や働く方々の健康を守り、ワーク・ライフ・バランスを実現することの重要性については異論はありません。一方で、現在検討されている労働時間制度の見直しは、単に規制を緩和し長時間労働を促すものではなく、心身の健康維持を前提に、一人一人の希望や業種、職種の実態に応じた柔軟で多様な働き方を実現しようとするものです。

裁量労働制についても、健康確保や長時間労働の防止、適切な処遇の確保などを前提としてその在り方を検討することとされています。長時間労働を望まない方をしっかり守ることは当然ですが、自らの意思で柔軟な働き方を選択したい方の選択肢まで一律に狭めるべきではありません。

また、勤務時間インターバル制度や、つながらない権利などについても、業種や企業規模、職場の実情を十分に踏まえず、一律の業務化や規制強化を求めることには慎重な検討が必要です。労働者の健康を守ることと多様で柔軟な働き方を実現することを両立させる制度こそ、重要であります。

以上のことから、反対いたします。

○委員長（前田健一郎君）　７番、公共交通における政策的運賃割引の費用負担に関する制度整備を求める意見書案について。共産党さん、椛澤委員。

○委員（椛澤洋平君）　本当に、昨今これに基礎自治体で、様々な通学割引ですとかにいろいろな自治体が取り組んでおりまして、他方で、やはり国の関わり方というのが、確かに御指摘のとおり十分ではないと思いました。なので、この意見書案の趣旨に賛同したいと思っております。

○委員長（前田健一郎君）　自民党さん、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君）　公共交通は地域社会の基盤でありまして、暮らしや安全を守るためにはなくてはならないものです。

本意見書案は、地域公共交通を維持するために事業者に財政的支援を行うという文脈の中で、政策的運賃割引について国による負担を求めるものでありますが、政策的運賃割引の負担の在り方については国のほうでもう少し議論を尽くしていただくべき段階であると考えるところから、現時点で国庫負担または補助制度の創設を求める本意見書案には賛同いたしかねるというところです。

○委員長（前田健一郎君）　公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　内容を拝見いたしました。まずは国の調査から入るというところでありますので、調査から入ってじっくり進めていくというところで、特に反対する内容ではないと思われますので、賛同いたします。

○委員長（前田健一郎君）　８番、学校施設における遊具の安全確保及び整備に対する財政支援の拡充を求める意見書案について。自民党さん、小松﨑委員。

○委員（小松﨑文嘉君）　遊具における事故においては、物的ハザード、それから人的ハザー

ドといろいろな問題点はあるんですけれども、そのほかに設置といったところで、管理するのが困難ということ、やはり人的ハザードという部分が大きい。

それからまた、今後学校で使う場合は、体育の授業とかでどういうのを使っていくのかというような、優先順位とかそういう整理も今後必要かと。

また、我が会派といたしましては、緑本だとか、白本だとか、いろいろな形で様々な要求を国にぶつけておりますので、その中の順序でいうと今回は賛同しかねるという結論になりました。

以上です。

○委員長（前田健一郎君）　公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　まず、学校施設における遊具の設置について、文部科学省の学校施設整備指針などでは遊具の具体的な種類、設置数についての法的な義務化はされておりません。任意の取組に対して国の交付金を活用するという点については、公平性の観点から慎重な判断が必要であると思いますので、本意見書案には賛同いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君）　共産党さん、椛澤委員。

○委員（椛澤洋平君）　私どもも、学校遊具の新設、更新が補助の対象外というところについて言うと、やはりトイレだとかはほかの施設と同等に見ていくべきだろうし、現実問題として、我が市でもかなり老朽化が進んでいて、我々の財政的な面で遅れているというのは否めないわけでありますから、その点でいえば、やはり国のさらなる支援というのは必要だという認識の下で、賛意を示したいと思います。

○委員長（前田健一郎君）　９番、核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案について。立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君）　先ほどの共産党さんへの意見のときと同じですけれども、我々としては核廃絶を願っておりますので、こちらの意見書案にも賛成いたします。

○委員長（前田健一郎君）　共産党さん。

○委員（椛澤洋平君）　私どもも全く同趣旨の意見書案を出させていただいているという点を踏まえると、我々の意見書案に反対されるというのは少し不本意ではあるという気は否めないんですが、我々は同じ思いだということで、賛成したいと思います。

○委員長（前田健一郎君）　自民党さん、小松﨑委員。

○委員（小松﨑文嘉君）　我々が先ほど申し上げたこともございますけれども、オブザーバーの意義という問題が一つあります。

それから、現在この東アジア地域というのは非常に緊迫した状況でございます。この時点でこれを出すというのがなかなか難しいというところと、昨年の第１回定例会で、市民を守る立場から核兵器を絶対に使わせないという具体的な制度構築、外交戦略を国に求めた意見表明を全会一致で出しておりますので、そちらで我が会派の意は尽くしているというところで、今回は賛同いたしかねるということをお伝え申し上げます。

○委員長（前田健一郎君）　調整案の１番、一級河川鹿島川、二級河川村田川、二級河川都川における河道整備の早期実施を求める意見書案について。公明党さん、茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君）　御承知のように、さきの災害もありましたし、早急に進めるべきと判断しますので、本意見書案には賛同いたします。

○委員長（前田健一郎君）　立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君）　今回の災害は本当に、各河川の付近の方は本当に大きな被害を受けていることを私どもも各地を視察する中で見ております。本当に対策が必要だと思いますので、この意見書案には賛成したいとます。

○委員長（前田健一郎君）　それでは、今議運に提出されました意見書案の協議結果を事務局より報告いたさせます。調査課長。

○調査課長　調査課でございます。協議の結果を報告させていただきます。

１番の意見書案につきましては、立憲民主・無所属が賛成、自民党、公明党が反対です。

２番と３番の意見書案につきましては、全会派反対です。

４番の意見書案につきましては、立憲民主・無所属が賛成、自民党、公明党が反対です。

６番と７番の意見書案につきましては、公明党、共産党が賛成、自民党が反対です。

８番の意見書案につきましては、共産党が賛成、自民党、公明党が反対です。

９番の意見書案につきましては、立憲民主・無所属、共産党が賛成、自民党が反対です。

調整案１の意見書案につきましては、全会派賛成です。

報告は、以上となります。

○委員長（前田健一郎君）　お聞きのとおりであります。

ただいまの結果、１番の意見書案は可否同数となります。

よって、委員長において裁決いたします。

委員長は、１番の意見書案について反対といたします。

次に、４番の意見書案についても可否同数となります。

よって、委員長において裁決いたします。

委員長は、４番の意見書案について反対といたします。

次に、８番の意見書案も可否同数となります。

よって、委員長によって裁決いたします。

委員長は、８番の意見書案について反対といたします。

それでは、全会一致を得られました調整案の１番につきましては、議会運営委員会からの提出となりますので、提出者は議会運営委員長ということで、御了承願います。

また、過半数の賛成を得られました６番、７番、９番の提出を行う会派は、議運終了後、速やかに事務局と調整をお願いいたします。

議事の流れについて

○委員長（前田健一郎君）　次に、明日の議事の流れについて事務局より説明いたさせます。事務局次長。

○議会事務局次長　それでは、明日の議事の流れにつきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

資料の３、９月17日の議事の流れについてを御覧願います。

明日は午前10時開議でございます。

まず諸般の報告の後、１番、会議録署名人選任の件でございます。

続いて２番、各委員長報告、討論、採決でございます。

採決につきましては、恐れ入りますが、資料４、議案及び請願の採決順序を御覧願います。

採決の１回目は、議案111号及び第113号から第121号までの10議案につきまして、全会派が賛成でございますので、簡易採決でお諮りいたしたいと存じます。

採決の２回目は、議案第110号及び第112号の２議案につきまして、１会派が反対でございますので､電子採決システムでお諮りいたしたいと存じます。

採決の３回目は、請願第３号及び第４号につきまして、委員長報告は不採択でございますので、採択送付することについて電子採決システムでお諮りいたしたいと存じます。反対会派は４会派及び無所属の２名でございます。

採決の４回目は、請願第５号につきまして、委員長報告は不採択でございますので、採択送付することについて電子採決システムでお諮りいたしたいと存じます。反対会派は４会派及び無所属の３名でございます。

以上、４回に分けて採決いただきたいと存じます。

それでは、恐れ入りますが、資料３、９月17日の議事の流れについてにお戻りいただきたいと存じます。

続きまして３番、追加議案の審議でございます。

先ほど申し上げました補正予算と人事案件の審議でございまして、上程、提案理由説明の後、一旦休憩して全員協議会での議案研究、本会議再開後は委員会付託を省略し、全員協議会で決定した方法により採決をお願いいたしたいと存じます。

なお、この全員協議会は、効率的に審議を進める観点から議場にて開催していただきたいと存じます。

また、質疑につきましては、さきの幹事長会議におきまして、会派所属議員については１人、または無所属議員が行えるものとし、質問方式は一括質問、時間は答弁を含めず15分以内で、１回目から質問席にて行っていただくよう決定されておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に４番、先ほど御協議いただきました意見書案関係の発議審議でございます。

審議方法は、明日別途配付させていただきますけれども、上程、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、採決という流れでございます。

以上で本会議は散会でございますが、散会後は引き続き議場におきまして決算審査特別委員会を開催していただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君）　御質疑等があればお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（前田健一郎君）　なければ、以上のとおりお願いいたします。

その他

○委員長（前田健一郎君）　最後に、議長より令和８年第４回定例会の招集日等について発言したい旨の申出がまいっておりますので、お聞き取り願います。松坂議長。

○議長（松坂吉則君）　令和８年第４回定例会の招集日等について報告させていただきます。

まず、招集日についてでございますが、予定として、11月30日月曜日に招集したい旨、市長

よりお話がございましたので、報告させていただきます。

会期は12月17日木曜日までの18日間を予定いたしております。

会期中の日程案につきましては、資料６、令和８年第４回定例会日程案のとおりでございます。

また、開会前の議運は11月25日水曜日、それから代表者会議は11月24日火曜日に予定されていますので、お知らせいたします。

以上でございます。

○委員長（前田健一郎君）　お聞きのとおりであります。

令和８年第４回定例会の招集日等について、会派内の周知をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後３時７分散会